CORPORATE GOVERNANCE

MARUBUN CORPORATION

最終更新日:2021年7月1日 丸文株式会社

代表取締役社長 飯野 亨

問合せ先:経営企画部 渋谷 敏弘 TEL:03-3639-3010

証券コード: 7537

https://www.marubun.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、株主、取引先、社員などすべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を図っていくために、コーポレート・ガバナンス体制の充実を経営の重要課題のひとつと認識し、透明・公正かつ効率性の高い経営の実践に努めております。その一環として、当社は「監査等委員会設置会社」の形態を選択し、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を置くことにより、経営の監督機能を強化するとともに、業務執行権限の相当な部分を取締役に権限委任することで、効率性と機動性の向上を図っております。

今後もより一層、経営の健全性・透明性を向上させるべく、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

[原則4-11]

取締役会は、ジェンダーや国際性の面を含め、知識や経験、専門性の異なる多様な人材で構成する方針のもと、自由闊達に議論でき、効率的な運営が可能な員数を維持することとしております。

当社は現在、女性の取締役はいませんが、取締役には当社の経営や事業運営に必要な知識、経験、専門性を有した人材を選任しております。 また監査等委員には、財務・会計に関する知見を有する者を1名以上選任しております。

当社は年1回、アンケートによる取締役全員の自己評価を実施し、その結果をもとに取締役会で取締役会全体の実効性を分析・評価し、機能の改善に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-4]

(1)政策保有に関する方針および政策保有株式に係る検証の内容

当社は、取引先との長期的・安定的な取引関係の維持・強化のため、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合、取引先の株式を保有しております。

保有する株式については、毎年取締役会にて、経済合理性の観点および当社事業の円滑な推進に資するか否か等の観点から、個別銘柄ごとに保有意義の検証を行っております。その結果、十分な保有意義が認められない株式については株価や市場動向を勘案のうえ、適宜処分いたします。

2020年8月開催の当社取締役会における検証の結果、検証対象とした政策保有株式については、継続保有することを確認いたしました。

(2)政策保有株式に係る議決権行使の基準

議決権行使については、保有先企業の経営状態や株主価値を毀損するような議案の有無を精査したうえで、議案への賛否を判断しております。

[原則1 - 7]

取締役およびその近親者と当社グル・プとの取引に関する調査を毎年実施し、関連当事者取引の有無を確認しております。

取締役が行う競業取引および利益相反取引は、取締役会の事前承認事項としております。

取引の内容や金額については、会社法および金融商品取引法に従い、適切に開示いたします。

[原則2-6]

当社は、確定給付型企業年金制度を採用しており、企業年金の積立金の管理・運用については外部の資産管理運用機関等に委託しております。 当社は、資産運用の基本方針を策定するとともに、企業年金運用を行う人事部が当該方針に従って運用機関に対し定期的に運用状況のモニタリ ングを行っております。

また、企業年金の運用に携わる人事部の担当者に対しては各種研修への参加等により専門教育を実施し、アセットオーナーとしての資質の向上に努めております。

[原則3-1]

(1)経営理念·経営計画

経営理念や経営計画は当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

·経営理念(企業理念·企業行動憲章)

https://www.marubun.co.jp/corporate/philosophy.html

·中期経営計画

https://www.marubun.co.jp/ir/management/management_plan.html

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組、方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

https://www.marubun.co.jp/ir/governance/basic.html

(3)取締役の報酬決定方針と手続き

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等については、業務執行取締役としての職責・役割にふさわしく、また短期のみならず中長期的な

企業価値と業績の向上に資するような内容・水準といたします。その額は、株主総会において決議された総枠の範囲内で、その役位や職務内容と、対象期間の期待貢献度および連結業績等を考慮し決定しております。当該報酬の総額、報酬体系、算定方法の枠組みについては、社外取締役を構成員とする人事諮問会議の助言・同意を得た上で、取締役会で決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬については、人事諮問会議の助言・同意を得た上で、取締役会の決議により一任を受けた代表取締役社長の飯野亨が決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当職務の評価を行い、報酬額を決定するには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に原案を人事諮問会議に諮問し、その妥当性等について確認しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや人事諮問会議の同意を得ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された総枠の範囲内で、独立性と中立性の確保の観点から担当する職務内容等を考慮し監査等委員会の協議で決定いたします。なお監査等委員である取締役の報酬については、人事諮問会議の委員の全員が監査等委員である取締役であるため、人事諮問会議による関与は得ておりません。

(4)取締役の選任・指名、解任の方針と手続き

取締役候補者は、当社の取締役会が定める選任基準に基づき、人格、見識、能力および経験・実績等を総合的に勘案し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する者を選定しております。取締役に重大な法令・定款違反があった場合や取締役が選任基準の要件を欠くことが明確になった場合等は、当該取締役の解任を検討するものとしております。

取締役の選解任は、人事諮問会議の助言・同意を得た上で、取締役会で議案を決定し、株主総会に提案しております。

(5) 取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

取締役候補者の選任理由につきましては、「定時株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

https://www.marubun.co.jp/ir/events/generalmeeting.html

[補充原則4-1-1]

当社は定款において、取締役会の決議により重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を定めております。

監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、法令および定款に定められた事項や株主総会の決議により委任された事項、その他経営上の重要な事項については取締役会の決議事項としておりますが、その他の事項については社内規程に基づき取締役社長以下に権限を委任しております。

[原則4-9]

東京証券取引所が定める独立性要件を踏まえ、当社独自の「社外取締役の独立性判断基準」を定めております。

詳細は、本報告書「II.1.【独立役員関係】」をご参照〈ださい。

[補充原則4-11-1]

取締役会は、ジェンダーや国際性の面を含め、知識や経験、専門性の異なる多様な人材で取締役会を構成する方針のもと、当社の取締役候補者の選任基準に基づきそれぞれの人格、見識、能力および経験・実績等を精査して取締役候補者を選定しております。また、取締役会の規模については自由闊達な議論と効率的な運営が可能な員数を維持しております。

取締役の選任に係る方針・手続きについては、原則3-1(4)をご参照ください。

[補充原則4-11-2]

取締役の他の会社との兼任状況については、株主総会招集通知に記載の事業報告および有価証券報告書にて開示しております。

招集通知は当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

https://www.marubun.co.jp/ir/events/generalmeeting.html

また本報告書提出日現在、いずれの取締役も上場会社の役員を兼任しておりません。

[補充原則4-11-3]

当社の取締役会は、その役割・責務を適切に果たしているかを確認するため、2020年度の取締役会の実効性評価を次のとおり実施いたしました。 (1)プロセス

取締役会全体の実効性評価については、全ての取締役を対象に、取締役会の構成および運営や取締役会の審議のあり方等について質問事項を設定し、定量的かつ定性的に評価を行うため、5段階のアンケート形式と自由記載欄を組み合わせた書面による自己評価を実施し、その集計及び分析結果をもとに、取締役会で議論を行いました。

(2)評価結果

取締役会の実効性に関するアンケートの評点は総じて高く、当社の取締役会は全体として適切に機能しており、実効性が確保できていることを確認しました。特に、取締役会の規模や構成、開催頻度、年間スケジュール・審議事項の事前連絡、社外取締役間の情報交換の機会などの評点が高く、適切であると評価いたしました。また課題であった中期経営計画の議論や社長の後継者計画についても取締役会、人事諮問委員会での議論を通じて改善が図られていることが認識できました。

一方、取締役会のさらなる活性化に向けては、中長期の経営戦略や経営課題に関して各取締役がそれぞれの立場から忌憚な〈意見交換を行い、 議論を深めてい〈ことが重要との認識を共有いたしました。

今後も各取締役の意見を踏まえて、取締役会の実効性の一層の向上に努めてまいります。

[補充原則4-14-2]

会社は、新任取締役に対し、就任時に取締役の職務を遂行するために必要な知識の修得の機会を提供いたします。また就任以降も適宜、法改正 や経営課題に関する情報の提供や研修会を開催いたします。社外取締役に対しては、当社への理解を深めていただ〈よう就任前に当社の事業に 係る説明の場を設けております。

[原則5 - 1]

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、次の通り方針を定め実践いたします。

- (1)株主との対話全般については社長が統括し、経営企画部および総務部が窓口となり、対話の申し込みに対して適切に対応します。
- (2)経営企画部および総務部は、財務経理部をはじめとした関連部門と適宜連携を図ります。
- (3)機関投資家向け決算説明会の定期的な実施もしくは決算説明動画を配信します。また株主通信や当社ウェブサイトでの情報提供の充実に取り組みます。
- (4)株主からの意見等については、経営企画部がとりまとめ、定期的に取締役会にフィ・ドバックを行います。
- (5)インサイダ 情報については、情報開示方針および内部情報管理規程に従い厳重に管理し、決算発表日前の2週間をIR・SR活動の沈黙期間に設定し、フェアディスクロ ジャ を徹底します。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 ^{更新}



氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ARROW ELECTRONICS, INC. 590000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,350,100	8.99
一般財団法人 丸文財団	2,304,000	8.82
堀越毅一	2,001,500	7.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,482,100	5.67
株式会社干葉パブリックゴルフコース	1,399,026	5.35
合同会社堀越	800,000	3.06
堀越裕史	766,800	2.93
堀越浩司	754,300	2.89
堀越百子	602,400	2.30
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	521,000	1.99

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 ^{更新}

【大株主の状況】について

大株主の状況は、2021年3月31日現在の状況です。

なお、大株主の状況に記載の他に、当社が保有する自己株式1,916,141株があります。

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	= #-	会社との関係()										
₹	属性		b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
柿沼幸二	公認会計士											
茂木義三郎	他の会社の出身者											
渡邉泰彦	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)^{更新}

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柿沼幸二			同氏は、2019年6月まで、取引先である有限責任あずさ監査法人の業務執行者でありました。その後、当社と取引関係のない会計事務所の代表をしており、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと判断しております。	

茂木義三郎	同氏は、19年前の2002年6月まで、取引金融機関である東京三菱銀行(現:三菱UFJ銀行)の業務執行者でありました。また、10年前の2011年6月まで、取引先であるオムロン株式会社の業務執行者でありました。その後、当社と取引や寄付の関係がない複数の財団法人および社団法人の理事や評議員等を歴任しており、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと判断しております。	言を行っなど、週切な役割を果たしていたたいているため、社外取締役(監査等委員)として選任しております。また当社グループは、同氏との間に特別の関係はなく、当社が定める社外収締役の独立性判断某準要性を満たしている
渡邉泰彦	同氏は、21年前の2000年6月まで、取引金融機関である東京三菱銀行(現:三菱UFJ銀行)の業務執行者でありましたが、その後、当社と取引関係のない複数の上場事業会社の代表者や取締役、社外役員、社団法人および財団法人の理事等を歴任しており、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと判断しております。	同氏は、当社社外取締役に就任以来、金融機関や事業法人の経営者としての豊富な経験や見識に基づき、当社の経営や取締役会の機能強化について公正かつ客観的な立場で適宜発言を行うなど、適切な役割を果たしていただいているため、社外取締役(監査等委員)として選任しております。また当社グループは、同氏との間に特別の関係はなく、当社が定める社外取締役の独立性判断基準要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する機関として監査等委員会事務局を設置し、その構成員は監査室に所属する社員が兼務しております。 監査等委員会事務局は、監査等委員会及び監査等委員がその職務の遂行上必要とする事項について、監査等委員の指示に従い職務を行います。

・。 また監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価及び懲戒については監査等委員会に報告の上、監査等委員会の意見を尊重 して決定しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査を行う監査室と定期及び必要に応じて会合を持ち、内部監査方針や監査計画及び監査結果について意見交換を行っております。

また監査等委員会は、会計監査人である監査法人と定期及び必要に応じて会合を持ち、会計監査の計画及び結果について報告を受け、その報告に基づき、財務諸表監査並びに内部統制監査の結果について検証を行っております。

監査室は、監査法人と定期的及び必要に応じて随時会合を持ち、内部監査の状況、会計監査の状況について意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会		3	0	0	3	0	0	社外取 締役

 報酬委員会に相当 する任意の委員会
 人事諮問会議
 3
 0
 0
 3
 0
 0
 社外取 締役

補足説明

人事諮問会議は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を有し、その構成員は社外取締役である柿沼幸二氏、茂木義三郎氏、渡邉泰彦氏の3 名であります。

原則として年1回及び必要に応じて随時開催しており、取締役の人事に関わる透明性·公正性を確保するため、取締役の選解任や報酬、社長の 後継者育成計画に関する事項について、必要な助言·同意を得ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役の全員を独立役員に指定しております。

当社は、東京証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」を踏まえ、以下の通り社外取締役の独立性判断基準を定め、当該要件を満たす場合、当該取締役が当社からの独立性を有していると判断いたします。

- 1.現在および最近10年間において、当社および当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行取締役、執行役、執行役員および使用 人(以下、「業務執行者」という)でないこと
- 2.現在および最近3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと
- (1)当社グループの取引先で、当社グループの年間取引金額が当社連結売上高の2%を超える会社の業務執行者
- (2)当社グループを取引先とし、当社グループとの年間取引金額が当該取引先の年間連結売上高の2%を超える会社の業務執行者
- (3)当社グループが借入れを行っている金融機関で、事業年度末の借入金残高が当社の連結総資産の2%を超える借入先の業務執行者
- (4)当社グループから役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家(法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者)
- (5)当社の大株主(総議決権の10%以上の株式を保有する者)またはその業務執行者
- (6) 当社グループより、年間1千万円を超える寄付金を受領している団体の業務執行者
- (7)当社グループとの間で、役員を相互派遣している会社の業務執行者
- 3.次の(1)または(2)に該当する者の配偶者または二親等内の親族でないこと
- (1)現在および最近5年間において、当社グループの業務執行取締役、執行役員もしくは部長格以上の業務執行者であった者
- (2)上記2.(1)~(7)のいずれかに該当し、業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは部長格以上の業務執行者であった者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明^{更新}

当社における取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は本給、役割給、業績給の3つから構成され、監査等委員である取締役の報酬は 本給のみで構成されており、この内の業績給が業績連動報酬に該当いたします。

業績給は、前事業年度の会社業績に連動して定める報酬で、取締役の総報酬に占める業績連動報酬の割合は一定の水準に固定せず、当社の業績が拡大するにつれ取締役の総報酬に占める業績給の割合が高くなる制度としております。業績給の算出に用いる指標は連結経常利益額としております。これは、当社の取引通貨における外貨割合が高いため、為替差損益も反映した利益項目である経常利益を指標とするものであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

2021年3月期における役員区分ごとの報酬等の総額、種類別の内訳及び対象となる役員の員数は次の通りです。

役員区分 員数 報酬等の総額 報酬等の種類別の総額(固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬)

取締役(監査等委員と社外取締役を除く) 6名 86百万円 (74百万円,11百万円, -) 社外取締役(監査等委員) 3名 27百万円 (27百万円,

(注)

- 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2.取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第68回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)について年額400百 万円以内(使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役について年額100百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等については、業務執行取締役としての職責・役割にふさわしく、また短期のみならず中長期的な 企業価値と業績の向上に資するような内容・水準といたします。その額は、株主総会において決議された総枠の範囲内で、その役位や職務内容 と、対象期間の期待貢献度および連結業績等を考慮し決定しております。当該報酬の総額、報酬体系、算定方法の枠組みについては、社外取締 役を構成員とする人事諮問会議の助言・同意を得た上で、取締役会で決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬については、人事諮問会議の助言・同意を得た上で、取締役会の決議により一任を受 けた代表取締役社長の飯野亨が決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の 担当職務の評価を行い、報酬額を決定するには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあ たっては、事前に原案を人事諮問会議に諮問し、その妥当性等について確認しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役(監査等 委員である取締役を除()の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合してい ることや人事諮問会議の同意を得ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された総枠の範囲内で、独立性と中立性の確保の観点から担当する職務内 容等を考慮し監査等委員会の協議で決定いたします。なお監査等委員である取締役の報酬については、人事諮問会議の委員の全員が監査等委 員である取締役であるため、人事諮問会議による関与は得ておりません。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、取締役会事務局である経営企画部から社外取締役に資料を事前配布し、必要に応じて議案の説明を行っておりま す。

監査等委員会については、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員の指示のもと、職務を補助しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職·地位	業務内容	勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
堀越毅一	名誉会長	取引先との関係維持、社会貢献活 動	非常勤、報酬有	2003/03/31	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

名誉会長を含め、相談役・顧問の選解任につきましては、取締役会の決議事項となっております。

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) <mark>更新</mark>



現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は「監査等委員会設置会社」の形態を選択し、以下の機関を設置しております。

(取締役会)

取締役会は、社外取締役である監査等委員3名を含め取締役8名で構成しております。

原則として毎月1回及び必要に応じて随時開催し、法令及び定款で定められた事項や取締役会規則で規定された経営に係る重要事項を審議し、 また業務執行取締役から職務の執行状況について報告を受けております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名で構成しております。

原則として3ヶ月に1回以上及び必要に応じて随時開催し、取締役の職務の執行状況の監査のほか計算書類等の監査、監査報告の作成等の職 務を担っており、監査等委員会で決定した監査方針、監査計画に従い、内部監査部門や会計監査人等と連携して監査を実施しております。

(経営会議)

経営会議は、社長をはじめとする業務執行取締役3名で構成しております。

原則として月1回及び必要に応じて随時開催しており、当社の経営の基本方針や経営計画、その他経営に関する重要事項の検討並びに取締役 会での決議事項の事前審議を行っております。

(人事諮問会議)

人事諮問会議は、社外取締役である監査等委員3名で構成しております。

原則として年1回及び必要に応じて随時開催しており、取締役の人事に関わる透明性・公正性を確保するため、取締役の選解任や報酬、社長の 後継者育成計画に関する事項について、必要な助言・同意を得ております。

(内部統制委員会)

内部統制委員会は、業務執行取締役3名及び内部統制に関わる部門長5名で構成しております。

原則として2ヶ月に1回及び必要に応じて随時開催しており、内部統制システムの整備・運用状況の監視を行っております。

構成員である監査室長 清水裕司氏は監査等委員会事務局長を兼務しており、同氏から監査等委員会に内部統制システムの整備状況が定期的 に報告されております。

(内部監査部門)

内部監査に関する業務は監査室が担当しております。監査室は5名のスタッフで構成しており、「内部監査規程」に基づき、各部門の業務監査並びに会計監査を組織的かつ計画的に実施し、その監査結果を社長及び監査等委員会に報告しております。

(会計監査人)

会計監査を行う監査法人の体制は次の通りです。

監査法人の名称 EY新日本有限責任監査法人

業務を執行した公認会計士 指定有限責任社員 業務執行社員 安斎 裕二

指定有限責任社員 業務執行社員 野元 寿文 監査業務に係る補助者の構成 公認会計士7名、その他24名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能をより一層強化することに加え、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置した監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日(2021年6月25日)の17日前(2021年6月8日)に発送いたしました。 また、発送に先立って2021年6月3日に、当社および東京証券取引所のウェブサイトに株 主総会招集通知を掲載いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会参考書類の英語版を、当社および東京証券取引所のウェブサイトに掲載しております。

2.IRに関する活動状況^{更新}

	補足説明	代身に おり おり おり のの 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにおいて「情報開示方針」を掲載しておりますので、ご参照ください。 https://www.marubun.co.jp/ir/management/disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第2四半期決算発表後に、アナリストおよび機関投資家向けに決算説明会を開催しております。決算説明会には取締役社長および営業部門のトップが出席し、説明ならびに質疑応答を行っております。また、2020年度本決算、第2四半期決算発表後は、取締役社長による決算説明動画を公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示した資料は原則として開示した当日に当社ホームページに掲載しております。 https://www.marubun.co.jp/ir/library/index.html ホームページには適時開示資料のほか、決算説明会資料、決算説明動画、有価証券報告書、株主総会招集通知および決議通知、エクセルファイルによる過去からの決算データ等を提供しております。 また、英語版ウェブサイトでは決算短信等の英訳資料を掲載し、海外の投資家の皆様への情報提供に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	適時開示や決算説明会の開催などのIR活動については経営企画部、株式事 務については総務部が担当しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社は、株主や取引先、社員など様々なステークホルダーの期待に応えるため、「企業行動憲章」および「行動規範」において、企業倫理を徹底し、良き企業市民としての社会貢献や地球環境の保全、顧客満足の向上、適切なリスク管理ならびに人権の尊重に努めるとともに、適時適切な情報提供を行うことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境保全による社会貢献を重要な使命のひとつと認識し、環境に配慮した経営を推進することにより永続的な発展を目指しております。環境保全活動を推進するため、当社では取締役社長を統括責任者とし、省資源・省エネルギー対策の推進、廃棄物の削減およびリサイクルの推進、環境配慮型商品の開拓、有害物質を含まないプロダクトの提供に取り組んでおります。 CSR活動については、当社グループ共通の企業活動の基本姿勢を示した「企業行動憲章」および「行動規範」を定め、グループ内への周知・徹底と実践に取り組んでおります。

ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	「企業行動憲章」および「行動規範」において、自らの活動を適時適切に情報提供・開示を 行う旨定めております。また、情報開示の基準の方針、開示方法について定めた「情報開 示方針」を制定しております。
その他	当社は、「企業行動憲章」および「行動規範」において、人権、人格および従業員の多様性を尊重し、多様な人材が個々の能力を十分に発揮できる環境を構築する旨を定めております。 また、社員が仕事と家庭を両立し、継続して働くことができるように、育児・介護休暇取得制度では法定を上回る期間を定め、さらに短時間勤務制度を導入することで、育児や介護に取り組んでいる社員を支援し、活躍の場を提供しております。 少子化・高齢化が進み、労働人口が減少する中で、社員が仕事と家庭を両立するための支援や職能開発による人材育成などの取組みを通じて、人材の確保や生産性の向上を図りながら働きがいや生きがいが実感できる新たな働き方としての「ワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を定め、体制の整備に取り組んでおります。

- (1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役および使用人が法令および定款を遵守し、倫理観をもって活動するために、各人が取るべき行動の基準を示した「企業行動憲章」および「行動規範」を定めます。
- ・社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制全般およびコンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議ならびに管理統轄 を行います。
- ・コンプライアンスを主管する部署として法務部を設置し、「行動規範」や関係法令に基づく活動が適正に行われるための教育・指導を行います。
- ・不正・違法・反倫理的行為に関して従業員等が直接報告・相談できる通報窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき運用を行います。
- · 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求·妨害行為に対しては、警察や弁護士と連携し、毅然とした態度で臨みます。
- ・監査等委員は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、業務執行取締役に対し助言または勧告を行います。
- ・内部監査部門として執行部門から独立した監査室を設置します。

監査室は「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長および監査等委員会に対して報告します。

- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・株主総会および取締役会、経営会議等の重要な会議の意思決定に関わる記録や「職務権限規程」に基づき各取締役が決裁した文書、その他取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理し、取締役が随時閲覧可能な状態を維持します。
- ・情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」に基づき適切に管理し、情報資産を保護します。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理の基礎として「リスク管理規程」を制定し、適切にリスクを管理するための体制を整備します。
- ・経営企画部が全社のリスク管理活動をとりまとめ、個々のリスクについては、各担当部署において規程やマニュアル等を整備し、運用します。
- ・重大なリスクが顕在化したときは、「危機管理規程」に基づき、対策本部を設置し、損失の拡大を防ぐよう迅速かつ適切に対処します。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、執行決定を行います。
- ·当社の経営の基本方針および経営戦略に関わる重要事項については、社長をはじめとする複数の業務執行取締役によって構成される経営会議において審議を行います。経営会議は原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。
- ・取締役会の決定に基づ〈業務執行については、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任と権限を 定め、効率化を図ります。
- ·年度予算を策定し、取締役会はこれに基づく業績管理を行い、適正かつ効率的に経営活動を行います。
- (5)当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、企業集団としての業務の適正を確保するとともに法令および定款の遵守を徹底します。
- ・グループの内部統制を管理統轄する担当取締役を選任し、改善を推進します。
- ・子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による管理を行います。
- ・各子会社において年度予算を策定し、定期的に予算と実績との差異分析を行うことにより管理統制を行います。
- ・コンプライアンス・リスク管理体制については、子会社各社の状況に応じて体制を整備し、個々のリスクに対する対応策を検討、実施します。
- ・子会社各社は、定期的に取締役会を開催するほか、業務執行については、「業務分掌規程」や「職務権限規程」等の規程において、それぞれの責任者およびその責任と権限を定めて職務の効率化を図ります。また、株主総会や取締役会等の重要な会議の議事録や決裁した文書など取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」や「情報セキュリティ管理規程」等の規程に基づき適切に保存、管理します。
- ・監査等委員は、子会社の監査役と連携し、必要に応じて子会社の業務および財産の状況を調査します。
- ・当社監査室は、「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を実施します。
- (6)監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項並びに当該取締役および使用人に対する指示の実行性の確保および 取締役からの独立性に関する事項
- ·監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の求めに応じ、その職務を補助する使用人を配置します。
- ·監査等委員会事務局は、監査等委員会および監査等委員がその職務の遂行上必要とする事項について、監査等委員の指示に従い職務を行い ます。
- ·監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価および懲戒については監査等委員会に報告の上、監査等委員会の意見を尊重して決定します。
- (7)監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・取締役および使用人は、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実が発生したときまたは発生する 恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告を行います。また、監査等委員会は必要に応じいつでも取締役および使用人に対 し報告を求めることができるものとします。
- ・監査等委員会は「監査等委員会監査基準」に基づき内部統制システムの構築・運用状況について定期的に報告を受け、また重要な意思決定の 過程および業務の執行状況を把握するため、監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席し、関係文書を閲覧できるものとします。
- ·当社および子会社の取締役および使用人が通報·相談をすることができる通報窓口を設置します。また、その内容が法令·定款違反等の恐れのある場合には、通報窓口責任者が監査等委員会に報告します。
- ・「内部通報規程」において、内部通報窓口に通報した者が解雇その他の不当な取り扱いを受けないことを定め、運用の徹底を図ります。
- ・監査室は、監査計画および実施した内部監査の結果を監査等委員会に報告します。
- (8)監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会と代表取締役社長は定期的に意見交換を行います。

また、監査等委員会と監査室および会計監査人は定期的および必要に応じて会合を持ち、監査の実効性の向上を図ります。

・監査等委員会または監査等委員が、その職務の遂行上必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、会社は速やかに当該費用または債務を処理します。

(9)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制管理規程」を定め、内部統制システムを整備し、運用する体制を構築します。また、その有効性を定期的に評価し、必要な是正・改善を行うことで、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「企業行動憲章」において、反社会的勢力の排除を定めており、全ての役員及び社員に対し、周知徹底を図っております。また「企業行動憲章」で誠実で透明な経営の徹底を定めており、コンプライアンスを徹底することで、反社会的勢力に屈することのない健全な経営を実践しております。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

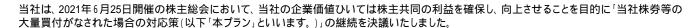
当社では、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等と緊密な連携関係を構築し、情報の収集に努めております。また、反社会的勢力による書籍購入や寄付、会費などの要求などの接触や不当要求、妨害行為などが発生した場合には、不当要求防止責任者である総務部長が中心となって、弁護士や警察と連携しながら、毅然とした態度で対応しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明



上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大量買付けの中には、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を棄損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。当社は、大量買付けが行われる際に、株主の皆様が買付提案に応じるべきか否かを適切に判断するための情報の収集と取締役会の意見形成のための必要十分な時間の確保が必要と考えております。

本プランはあらかじめ当社取締役会の同意を得ずに当社株式の20%以上の取得を目的とする大量買付者に対し、事前の十分な情報提供、取締役会による買付提案についての評価・検討・意見形成・代替案作成のための検討期間を確保し、当該検討期間中は大量買付行為を行わないこと、というルール(以下「大量買付ルール」といいます。)の遵守を要請するものです。大量買付ルールに従わない大量買付行為がなされる場合や、大量買付ルールに従っている場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を棄損するものであると判断される場合には、大量買付行為に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当てその他相当と認められる対抗措置を発動いたします。

本プランの詳細につきましては、、「第74回定時株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

https://www.marubun.co.jp/ir/events/generalmeeting.html

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、グループ会社に共通適用する企業行動原則として「企業行動憲章」を制定しており、その中で、誠実で透明な経営を行い、自らの活動を適時・適切に開示する旨を定めております。また、「企業行動憲章」に基づき役員・社員の行動基準を定めた「行動規範」においては、ステークホルダーに対して適切に情報提供・開示を行い、IR活動を通じて社会との双方向のコミュニケーションを促進する旨を規定しております。当社は、上記方針のもと、積極的かつ公平な情報開示に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制

当社の適時開示に係る社内体制は、「内部情報管理規程」において以下のとおり重要な会社情報(内部情報)の管理に関する責任者および担当部署を規定し、運用しております。

(1)統括責任者(「適時開示規則」に定める情報取扱責任者)

管理本部長を統括責任者とし、内部情報に関わる業務の管理統括を行っております。

(2)内部情報管理責任者

経営企画部長を内部情報管理責任者とし、統括責任者の指示を受けて適時開示に関わる実務および開示資料の管理を行っております。

(3)内部情報管理者

重要事実の事項ごとに担当部を規定し、内部情報の収集および管理を行っております。

(4)開示までの手続き

ア.情報の収集

内部情報の収集は内部情報管理者が行い、内部情報および内部情報に該当すると思われる事実が発生した場合には、内部情報管理責任者に報告を行います。

内部情報管理責任者である経営企画部長は取締役会事務局も担当しており、必要な情報はすべて経営企画部長に集約される仕組みとしています。

イ. 適時開示の判定

内部情報管理責任者は、内部情報管理者からの報告内容を確認し、適時開示の要否の判定を行い、統括責任者に報告します。 ウ.公表

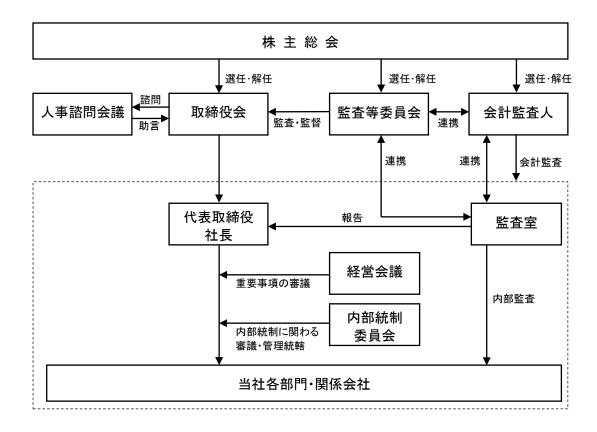
a.決定事実·決算情報

適時開示が必要な決定事実および決算情報については、経営会議および取締役会に付議され、機関決定後遅滞な〈開示を行います。 b.発生事実

発生事実については、統括責任者が社長への報告を行った上で遅滞なく開示を行います。

(5)情報開示の方法

情報開示は、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)を通じて行い、その後同取引所内「兜クラブ」にて資料を投函する方法により報道機関に情報を発信しております。また、開示資料につきましては公表後、速やかに当社ホームページに掲載するよう努めております。



<適時開示に係る社内体制の概略図>

